

品質確認技術者制度

中部地方整備局では、独自の制度として平成15年度より「土木工事品質確認技術者制度」を創設し、一般競争（指名競争）参加資格・一般土木工事のA・B・C等級、アスファルト舗装工事のA・B等級、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事に認定を受けた業者に発注される6,000万円以上の工事を対象として実施することとしました。

なお、契約後において、受注者は設計図書に「本制度」の対象工事であると明記された場合、「品質証明制度」に加えて「本制度」を選択することができます。

○資格

受注者の技術者を対象に、工事の品質管理に関する豊富な経験と技術力を有する者を中部地方整備局長が認定した者に与える

○土木工事品質確認技術者とは

- ・土木工事品質確認技術者は、工事に直接従事しない者
- ・受注者の「社外の土木工事品質確認技術者」も活用可能

○品質確認技術者の行う行為

- ・ 段階確認：発注者の行う段階確認の半分程度を実施
- ・ 材料確認：品質確認技術者が実施

品質確認技術者制度実施にあたっての解説

品質確認技術者制度を選択しても、品質証明制度の実施は必要です。

○「品質証明制度」とは、全国共通の制度で、出来形や品質にとどまらず施工計画の良否や施工そのものの是非等工事全般についての妥当性の確認など、いわゆる「社内検査、社内確認」の実施とその適合性を請負会社が証明するもの。

○「品質確認技術者制度」とは、中部地方整備局独自の制度で、品質証明に加え、従来発注者側の監督職員が実施している出来形や品質についての段階確認等の半分程度を受注者の責任で実施するもの。

制度の選択と技術者の専任は、必ずしもリンクしません。

○「品質証明員」も「品質確認技術者」もその業務内容から、当該工事の施工に直接従事しない公正な立場が必要です。

しかし、だからといって各々一人ずつ専任の技術者を配置しなければならないということではなく、各制度の目的を理解しそれぞれの制度に応じた確認等を品質確認技術者が一人で実施して何ら問題ありません。

また、技術者の当該工事への専任の必要もありません。

品質確認技術者制度選択のメリットは。

発注者のメリット

☆監督職員の段階確認実施回数を減らし、監督業務の効率化を確保できる。

受注者のメリット

☆段階確認のための書類が低減できます。
☆確認のための工程調整や作業待ち等のロスが低減できます。
☆品質確認技術者制度実施に伴う費用は計上されます。

品質確認技術者制度と品質証明制度は内容が異なる点に留意のうえ、品質確認技術者制度を利用するか否か判断してください。